

鶴田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況及び 女性の活躍状況の公表（令和5年9月）

鶴田町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「鶴田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、鶴田町における女性の活躍状況を公表します。

1. 職業生活における機会の提供に関する実績

（1）採用した職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般行政職	57.1%	20.0%	50.0%	36.4%	75.0%
医療職	—	100.0%	100.0%	—	—

（2）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
一般行政職	26.9%	23.1%	50.0%	37.3%
医療職	100.0%	66.7%	—	—
土木職	0.0%	—	—	—

※年度はいずれも試験の実施年度（採用は翌年度）。

（3）職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般行政職	37.0%	34.1%	32.6%	31.6%	33.7%
医療職	85.7%	87.5%	88.9%	88.9%	87.5%
技能労務職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（4）中途採用の男女別実績（各年度4月1日採用）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男性	—	—	—	4	—
女性	—	—	—	3	—

（5）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

	目標 (R7年度)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	伸び率 (R5-R1年度)
管理職割合	10.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長相当職	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長補佐相当職	25.0%程度	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	23.5%	4.7%
係長相当職	—	40.6%	39.4%	43.3%	41.4%	50.0%	9.4%

※各役職段階はいずれも本庁勤務職員のみ。

《取組内容》

【令和元年度～令和4年度】

- ・青森県自治研修所及び五所川原圏域研修等の外部研修に女性職員を派遣しました。

【令和元年度～令和4年度】

- ・女性職員を班長、総括主幹に積極的に登用しました。

(6) 機会の提供に資する制度の概要

- ・班長相当職以上の女性職員の登用拡大に向け女性職員のスキルアップを図るため、外部研修（青森県自治研修所、五所川原圏域研修等）へ派遣しました。
- ・「鶴田町職員のハラスメント防止等に関する規程」及び「ハラスメントの防止及び対応に係る指針」を策定し、職員に周知しました。
- ・ハラスメント等の様々な悩みを相談できる外部相談窓口を設置しました。

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(1) 離職率と離職者の年代別割合（令和4年度）

	離職率	離職者の年代別割合								
		～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳
男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

※離職率は、令和4年4月1日在職者に対する令和4年度中の普通退職者の割合。

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	目標 (R7年度)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	10.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性	100.0%	該当者なし	100.0%	100.0%	該当者なし

○取得期間の状況（令和4年度）

【男性職員】取得した職員なし

【女性職員】該当者なし

(3) 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率と取得日数の分布状況

【取得率】

	目標 (R7年度)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
合計取得率	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%

※配偶者出産休暇（3日）、育児参加休暇（5日）の最大8日取得可能。

【取得日数の分布】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
5日未満	75.0%	100.0%	0.0%	100.0%
5日以上	25.0%	0.0%	100.0%	0.0%

(4) 時間外勤務の状況（令和4年度）

一人当たり一月当たりの平均時間外勤務時間 7.5時間 ※管理職を除く。

(5) 年次休暇の取得日数の状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

平均取得日数 9.3日 ※20日以上付与されたものに限る。

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・ 配偶者出産休暇等の活用促進のため、配偶者が出産を控えている男性職員に対し、「男性職員の子育て参加計画書」を提出してもらい、個別に制度の周知や助言を行いました。
- ・ 早出遅出勤務制度の積極的利用を促すため、庁内電子掲示板に「早出遅出勤務の実施に伴う職員の勤務時間の割振りに関する要領」を掲載し、常時確認できるようにしました。